

先端教育研究実践センター 学生研究集会開催支援事業 実施要項

制定 令和5年6月13日

(趣旨)

第1条 本要項は、東北大学大学院教育学研究科先端教育研究実践センター内規第2条第3号に規定する研究・教育支援の一環として、学生による主体的な研究集会の開催に対する支援事業について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 学生による主体的な研究集会とは、東北大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）の大学院生が主体的に企画・実施する研究集会である。本支援制度は、その開催の支援を通して、本研究科内外の研究交流を促進し、学生の総合的な研究力を育成することを目的とする。

(研究集会のテーマ)

第3条 支援対象となる研究集会のテーマは、本研究科の教育理念・教育目標に照らして相応しいものであれば、学生が自由に設定することができる。

(研究集会の要件)

第4条 支援対象となる研究集会は、つぎの条件を満たす必要がある。

- (1) 本研究科の大学院生（複数あるいは団体でもよい）が主催すること。うち1名は責任者として、当該研究集会の企画・運営に際して責任をもつこと。
- (2) 当該年度内に開催すること。
- (3) 原則として本学の施設にて開催すること。
- (4) ひとつの研究室に閉じた活動ではなく、広く研究科内外の研究交流を目的とした活動として開催されるものであること。
- (5) 原則本研究科および教育学部の学生・教職員が自由に参加できること。本学他研究科・学部の学生・教職員および一般にも公開されることが望ましい。

(公募および選考)

第5条 支援対象となる研究集会を本部局内で随時公募し、先端教育研究実践センター運営委員会にて採択の可否を決定する。ただし、本支援事業に割り当てた予算配分が終了した時点で当該年度における公募を中止する。

(助成金)

第6条 採択された研究集会には、1回（連続2日間以上に渡って開催される場合も1回とみなす）につき、5万円程度を上限とした助成金を交付する。助成金の使用については、大学院生プロジェクト型研究と同じ規則を適用する。（想定される使途は、講師旅費・講師謝金・資料代などである。）

(その他の支援)

第7条 採択された研究集会には、先端教育研究実践センターが共催することで、必要な技術的支援（助成金使用、施設予約、研究科ウェブ等での広報、オンライン配信の補助など）を提供する。これに係る庶務については、先端教育研究実践センターが担当する。

(報告の義務)

第8条 本支援制度で研究集会を主催した責任者は、当該年度末までに先端教育研究実践センター長へ報告書を提出すること。報告書は「先端教育研究実践研究センター年報」に掲載する。

以上